

別表 1

告示第 4 第 3 号に規定する技術職員の資格要件等

番号	技術職員の種別	資格要件	雇用人数
1	業務管理者	業務を実施するのに必要な十分な知識と実務経験を有する者	1 名以上
2	専門技術者	次のいずれかの資格を有する者	
		① 技術士（森林部門）	技術士法に定める技術士試験に合格し、登録した者
		② 林業技士（林業経営部門・林業機械部門・森林環境部門・森林総合監理部門）	（一社）日本森林技術協会の定める「林業技士登録者名簿」に登録され、資格が有効である者
		③ 長野県林業士	長野県知事が認定した者
		④ 長野県林業技能作業士（グリーンマイスター）	長野県知事が認定した者
		⑤ 林業普及指導員（林業専門技術員を含む）資格試験に合格した者	森林法に定める資格試験に合格した者
		⑥ 長野県知事が認めた者	別表 2 による
⑦ フォレストワーカー（林業作業士） ⑧ フォレストリーダー（現場管理責任者） ⑨ フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）	「緑の雇用」現場技能者育成対策事業研修修了者名簿に登録され、資格が有効である者		
3	技術作業員	業務の実施現場における施業を実施するのに必要な技術を有する者	(※)

※ 専門技術者と技術作業員合わせて実質の人数が 3 名以上

別表 2

別表 1 の 2 専門技術者⑥に規定する長野県知事が認めた者

資 格 等		森林整備業務の実務経験年数	受 験 資 格 等
1	林業改良指導員資格試験に合格した者（現在、試験は、実施しておりません）	合格後 1 年以上	（1）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（同法第 69 条の 2 に規程する短期大学（次号において「短期大学」という。）を除く。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は当該課程を修める者のうち試験の実施期日から起算して 1 年以内に卒業見込みの者
			（2）短期大学又は森林法施行令に基き「農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定（昭和 33 年農林水産省告示第 125 号）」による農林水産大臣が指定する教育機関において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が 2 年以上に達する者 ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育 イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導
			（3）学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後試験の実施期日までに、前号のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が 6 年以上に達する者
			（4）前 3 号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると知事が認めた者
2	1 の受験資格を有する者又はこれに準ずる者	取得後 2 年以上	
3	長野県林業大学を卒業した者	卒業後 2 年以上	
4	長野県が実施する森林整備業務専門技術者資格試験に合格した者		